



議案第八十九号

田代地区農地造成事業（集落農業構造改善事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施工することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年九月廿九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	農地造成事業（集落農業構造改善事業） 田代地区農地造成工事
二	施工場所	三朝町大字田代地内
三	工事の概要	農地造成 二・〇ヘクタール
四	事業費	二九、五〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十九年度